

共栄大学における公的研究費の不正使用及び
研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

平成27年4月1日
学長裁定

研究活動における不正行為は研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、研究者の存在意義を自ら否定し、科学コミュニティとしての信頼を失わせることになる。不正使用及び不正行為の防止については研究者自身の規律はもちろん、本学も責任をもって行う必要があることから、次のとおり基本方針を定める。

1. 公的研究費を適正に運営及び管理するために責任体系及び職務権限を明確にする。
2. 研究者倫理を向上させることを目的として、研究活動にかかわる者すべてを対象に定期的に研究倫理教育を実施する。
3. 公的研究の適正な使用を徹底するため、不正防止計画を作成し、実効性のある対策を継続的に実施する。